・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

離婚に関連するおもな手続き

	あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！		②市民サービスカウンター	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法 77 条の 2 の届）	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についての相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			
保険年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい保険証の交付	変更前の国民健康保険証 （兼高齢者受給者証）		①保険・年金	
	姓が変わる方で、75 歳以上の方または65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付 （後日郵送）	変更前の後期高齢者医療保険証			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ⚠資格喪失日より 14 日以内に手続き	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
		国民年金の加入 ⚠資格喪失日より 14 日以内に手続き				
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		①保険・年金	
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出			①保険・年金	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 （3 歳未満の子供がいる場合のみ） ⚠必要書類がそろっていなくても窓口へお立ち寄りください		こども未来課 0126-62-3147	
	子ども医療費受給者証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方 （0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）	子ども医療費助成の受給者証の変更・喪失	・子ども医療費受給者証 ・健康保険証（子）		①保険・年金	
	放課後児童施設（東・中央小校区）の入所を希望する方	放課後児童施設入所申請	・放課後児童施設入所申請書 ・雇用証明書など		4 階 生涯学習課	
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※窓口でご相談ください		こども未来課	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※窓口でご相談ください		こども未来課 保育園	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※窓口でご相談ください		こども未来課	
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※窓口でご相談ください		①保険・年金	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	印鑑 ※窓口でご相談ください		4 階　学務課	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	特別児童扶養手当証書		こども未来課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証		①保険・年金	
高　齢	姓が変わる方で介護保険証等をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証等の氏名変更 介護保険資格異動届 （後日郵送）	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証		④福祉	
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		④福祉	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証		①保険・年金	

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者名義変更	窓口で手続きができます		⑤水道・下水道	
	市税・保険料などの口座を変更または希望する方	口座振替の変更または申請	・預金通帳 ・通帳の届出印		③市税	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※窓口でご相談ください		2 階都市建築住宅課	
	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届			⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通	

美唄市役所

〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ～ 夕方 5時15分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

令和６年10月改定

美唄市ホームページ　https://www.city.bibai.hokkaido.jp/

手続きチェックシート 離婚

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年２人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10 日以内に届出をしてください。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1 点で本人確認できるもの

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に 2 点が必要なもの

・健康保険証　・年金手帳※
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和４年４月１日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。